

## 第10回 滋賀県流域治水推進審議会 議事概要

1. 開催日時 令和5年2月27日（月）10:00～12:00
2. 開催場所 Web会議および滋賀県危機管理センター災害対策室1

### 3. 出席者

流域治水推進審議会委員

上田委員、植平委員、大村委員、北井委員、多々納委員（会長）、中川委員、中谷委員、中村委員、林委員、山口委員、山崎委員、山下委員

事務局

土木交通部流域政策局流域治水政策室

### 4. 内容

- 議第1号 長浜市余呉町上丹生の浸水警戒区域の指定について
- 議第2号 長浜市余呉町下丹生の浸水警戒区域の指定について
- 議第3号 長浜市西浅井町余の浸水警戒区域の指定について
- 議第4号 米原市醒井の浸水警戒区域の指定について

<配布資料>

議事次第、委員名簿、条例および施行規則、議事一覧

- 議第1号 長浜市余呉町上丹生の浸水警戒区域の指定について
- 議第2号 長浜市余呉町下丹生の浸水警戒区域の指定について
- 議第3号 長浜市西浅井町余の浸水警戒区域の指定について
- 議第4号 米原市醒井の浸水警戒区域の指定について

### 5. 議事

- (1) 長浜市余呉町上丹生の浸水警戒区域の指定について（議第1号）

事務局より議事内容について説明

【説明資料：議第1号、議第1号説明資料①～④】

<質疑・応答>

- 委員) 説明資料①「取組を進める中で出た主な意見や質問」の中で、高時川の河川整備計画では戦後最大の降雨に対応する河川整備を実施していると記載があるが、これは大体何年に一度の規模かを教えてほしい。
- また、高時川の濁りの原因はまだ分かっていないと回答されているが、もし、調査の結果が出ていれば教えていただきたい。
- 事務局) まず1点目の整備計画規模について、戦後最大規模は大体20～30年に一度くらいの規模である。
- 2点目の高時川の濁りについて、関係部局と連携して調査を進めているところで

あるが、現時点で原因は判明しておらず、調査中である。

委員) 20年～30年に一度の規模が戦後最大に相当し、その戦後最大規模が河川によっても違ってくるため、ここでは戦後最大という表現をされているのだと思う。一方で、河川整備計画が200年に一度の大雨に対応しているのかという質問があるということは、河川整備計画が200年に一度の大雨に対応しているという認識を持っておられる方も結構いらっしゃるのではないかと少し気になった。戦後最大という回答では、質問に対しての答えが分かりづらくなっているようで、しっかりと数字で回答された方がよいと思う。

それからもう1点、説明資料④の1ページ目の中に記載されている河川名の位置がずれているように思うので、確認の上修正いただきたい。

上丹生地区の浸水警戒区域指定案について、私自身としては適切に取りまとめているのではないかとと思う。

会長) 委員が御指摘されたのは、地域づくり計画の1ページ目にある凡例の箇所が4ページ目等に比べて明らかに誤っているということかと思う。単なるミスかと思うので、この点については修正版を作成し対応いただくようお願いする。

事務局) 承知した。

委員) 指定自体は妥当であると思う。その上で、左岸側のエリアについては避難するにあたっては橋を渡って反対側に行くしかない。現地視察の時にも話があったが、大宮橋しかないこともあり、しっかりと早期に避難していただきたいところだ。もう1点、図面を見ると本来は高台部分に集落が形成されていたが、道路等の整備に伴って川沿いの方にも住居が広がってきたところがあるのではないかとと思う。したがって、今回の浸水警戒区域の指定によって特別に新たな制限が課されるというよりは、昔から水害リスクの少ない高台に住むという暮らし方をやってきており、そういう暮らし方を維持していただき守っていただくためのルールでもあるということを経験に理解していただければと思う。

事務局) 高時川沿いには早期避難が必要である地区が多い。自治会の方も昨年8月の大雨等を踏まえ色々と課題を感じておられる部分であり、今後も避難訓練等を実施していきたいと伺っているので、県としても支援していきたいと考えている。それと併せて、これまでの暮らしの維持についてお話をいただいたが、そういった視点も持ちながら取り組んでいきたいと思う。

会長) 最後の話に関して、他の地区では住まい方についての目安が地域づくり計画に記載されている場合があると思うが、該当する箇所はあるか。

事務局) 区域指定も含めたとどめる対策について、地域づくり計画本編の23ページ以降に記載している。

会長) 承知した。例えば地域のこのあたりには建物は建てないようにしようといったことを地域づくり計画の中に記載されている場合もあるが、ここでは浸水警戒区域の部分には規制があるといった内容を記載しているという理解でよいか。

事務局) その通りである。

委員) 今議論のあった、伝統的な住まい方がどうなっていたのかというところをもう少し

し明示的に記載した方がよい。地域の方々の暮らし方や文化をただ単にリスクとして算出されるものというだけでなく、どのように暮らしていけばいいのかというところにも少し踏み込んで記載した方が、地域の方の合意を得られているのであれば、その方がよいのではないかと思う。

もう一点気になっているのが、土砂災害のリスクについて、西側の斜面でレッドのところは山沿いに多くあるが、これらが住宅と重なっている部分はあるのか。

事務局) 一部レッドがかかっている家屋もある。土砂災害リスクが高いことについても地域の方は認識されている。まちあるきの際には、崖地のあたりも一緒に見ながら早めの避難をしなければいけないという話をさせてもらっていた。

委員) 承知した。伝統的な住まい方、今までの暮らし方を尊重するという視点では、このように山際に住みすぎると、今後は危ないかもしれないということをどのように地域の人に認識していただくのかといったところが少し難しいと感じた。

会長) 確認するが、特別警戒区域内に建物はあるのか。

事務局) 急傾斜地が広がっており、一部特別警戒区域の端部付近にも建物がある。

会長) 承知した。そのあたりも考えながら、住まい方を工夫していただかないといけないところである。

委員) この地区は8月上旬の豪雨の時にちょうど大宮橋付近で床下浸水等があった地域と聞いている。指定の話と当事者的に被害を受けられたタイミングが重なったという事例は今までなかったように思っている。住んでおられる方の反応を教えてください。

事務局) 大雨の直後に現地に行った際は、床掃除等されている状況の中で話を聞かせていただいた。今住んでおられる方はこれまで大雨による浸水の経験がない中で、実際に起こり得るものなのだという危機感を感じておられるようにお見受けした。その後も、やはり取組をやっていかないといけないと役員の方に思っていたこと、住民説明会を進めていくことができたという経緯がある。

委員) 地先の安全度マップの情報と被害の度合いがリンクして、きっちり捉えてくださったのかなと思う。承知した。

## (2) 長浜市余呉町下丹生の浸水警戒区域の指定について (議第2号)

事務局より議事内容について説明

【説明資料：議第2号、議第2号説明資料①～③】

### <質疑・応答>

委員) 避難は一旦下丹生集会所に行き、出来れば直接余呉小中学校に行くことが大事と記載されているが、余呉小中学校は資料のどこに記載があるか。

事務局) ここには記載はない。市の緊急指定避難場所にもなっているため、全戸配布されている市の防災マップの中に記載もされており、地区の方は皆さんには認識いただいている。

委員) 場所が分からないとその場所でよいと言にくい。下丹生集会所では何故いけな

いのか、平屋か。

事務局) 平屋で土砂災害警戒区域内である。

委員) 先ほどの上丹生の場合はしっかりした2階に逃げれば土石流がきても無事だろうと思っていたが、この集会所は平屋であるとのことで理解した。余呉小中学校について、地元の方は認識していると思うが、そこに行くまでの距離等がわからないのは審議会の方ではよくないと思う。

事務局) 資料に記載はないため口頭で説明させていただくと、距離は3キロ程度であり、山を越える必要があるため基本的には車で移動が必要となる。余呉小中学校までの道路にも土砂災害警戒区域が一部かかっているため、そういった意味でも早めの避難が必要ということで計画している。

委員) 承知した。土砂災害・洪水の危険性がある道路を通過して避難しなければならず、それも車で避難ということで、かなり早期に避難しないといけない。車でも簡単に流されたりするため、タイムラインの設定や避難のタイミングなどが非常に重要となってくる。

事務局) 道中のリスク等を改めて地域の方に認識していただく必要があり、それが非常に重要であると思う。地域づくり計画は今後も色々な情報等を更新しながら改善していくので、委員の御指摘を踏まえ、道中のリスク情報も反映し更新していきたい。

会長) 下丹生集会所は土砂災害警戒区域の端の方が少しかかっているが、それほどすごく心配しないといけないのかと正直なところ思うが、ここは避難先として全く不適なところなのか。言いづらいかもしれないが、一般論で言えばどういった感じなのか。

委員) この位置であれば、平屋であるということの方が気になる。せめて頑丈で2階建て等の高層であれば、3キロ先の山道を越えていくよりは絶対にこの場所がよいかと思うが、やはり端とはいえ何かあった時に何も無いとは言えない場所である。リスクがないとは言えないところなので、今の平屋のままではなく、もう少しプラスアルファの対応などをすれば、この集落の人たちは危ないときはしばらくここにいないということでもよいのではないかと思う。

委員) おそらく高齢化が進んでいる地区だと思うので、あわてて車を運転することにより事故が起こりかねないということも十分考えられる。そのため、出来れば上丹生のような2階建ての堅固な建物をコミュニティセンター等として建てると1階に土砂が入ってきても2階は十分助かるということになるだろうし、そういった対応が一番考えやすいと思う。

会長) 将来的には水害に強い地域づくり計画の中で、例えば地域の避難所として少し整備するというメニュー上にはあると思うので、そういう観点での改善方法も考えられることを期待する示唆があった、というように理解した。議事録にもそういった意見があったことを記録していただくようお願いする。

事務局) 承知した。いただいた御意見や御質問等、整理し議事録を作成させていただく。

### (3) 長浜市西浅井町余の浸水警戒区域の指定について（議第3号）

事務局より議事内容について説明

【説明資料：議第3号、議第3号説明資料①～③】

#### <質疑・応答>

会長) 本件については事務局から以前に説明いただいておりますが、盛土のモデル上の取り扱いが適切でなかったため、その部分を見直していただいたということである。

委員) この地元の方の意見を見ると、この川は水だけではなく流木のことをものすごく気にされている。山を適正に管理してほしいと仰っている。だがこれは、はいと言ってすぐ出来るものではない。最近色々なところで流木・土砂・洪水の三位一体となった水害が実態として発生している。是非このような心配をお持ちの流域の方に対しては、例えば砂防ダムで流木を止めるような対策をしたり、河畔林が流出しそうなところで対策をしたり、あるいは流木が橋に引っかかって河道が閉塞した場合にどんなことが起こるのかというリスク分析をしておくべきかと思う。どのようなことが起こるのかということについては、しっかりと検証してそれに対する対応を考えていただいた方がいいのではないかと思います。

会長) それはこの流域の議論をしているのではなく、もっと一般にそういうことになるだろうと仰っているのか。

委員) 地元の方が流木のことを心配されているので、おそらく過去にそういうことがあったのではないかとも思う。もっと言えば、上丹生・下丹生も橋の径間長がかなり狭く流木の影響を受ける可能性がある。これはあくまでも引っかかることを前提に対策をなささいということではなく、どういうリスクがあるのか、どのように水位が増えるのかなど、そのあたりのリスク分析を行うようなことがあってもいいのかなと思う。上丹生や下丹生も含めての話である。

会長) 水害に強い地域づくり計画を立てる段階ではそういったリスクも考慮すべきではないのかという御意見かと思う。もちろん全地区でそのような計算ができるというわけではないと思うが、この地区のように非常に懸念されているところでは対応できるようにすることも必要ではないかという御意見であるが、事務局からの回答はどうか。

事務局) リスク分析に関しては、今この場で出来るということと言えるものではないということは御理解いただきたいと思います。仰る通り、この地区では流木について非常に心配されている。この地区を流れる東岡川は幅3m程度、高さ2m程度でJR北陸本線の盛土部をボックスで通過している。そのボックスも河川と同じくらいのサイズで、流木がきたら引っかかることが想像できる。今回、JR北陸本線の東側は浸水深が下がったため区域には含めていないが、リスクがゼロになったわけではなく、流木が流出してくるとリスクも高まる。また、土砂災害警戒区域にも入っているため土砂流出も想定される。こういったことから、今後地区の方と避難の話をする際には、流木等により色々な現象が起こり得ることを念頭に置いて説明していきたい。

- 委員) 地元の方に説明される時に、九州北部豪雨災害や令和元年の台風 19 号で実際に起こった事例を紹介いただき、自分のところでも起こるかもしれない、避難が大事だといったところに繋げていただきたいと思います。
- 会長) 本川（大川）の方でも気になっているということだと思うので、ボックスの議論だけでなく、そういう懸念がある場合は近くでどんな工事がされているとか、あるいはこういう対応もしているとかの御説明もいただけるとより良いのではないかと思います。
- 委員) 先ほどの説明の中で、最終的に浸水警戒区域内に家屋はないという認識でよいか。今の経緯をお伺いすると、区域から外れたところに家屋があったことから浸水警戒区域の指定に向けた取組等を進めてきており、最終的にはそこは区域に入らないが浸水警戒区域の指定がされるという理解でよいのか。
- 事務局) 今回の見直しで区域から外れた部分に元々家屋が 1 軒あり、リスクとしては下がったが、地区として元々リスクが高かったところでもあるので区域指定について審議いただいている。
- 委員) 承知した。昨年の意見交換会の時に、家屋がないところを指定する優先順位の話があった。こういった家屋がないところも指定するということには予防的措置という意味で私自身は賛成なので、例えばこちらの地域のように家屋が無くても是非指定してほしいというところがあれば何とか指定を続けていただきたいと思います。意見申し上げた。
- 会長) 取組をされていないと実際には出来ないだろうと思うが、重点地区でないと指定しないというわけではない。この地区については今のような条件から考えると家屋が無くなっているところを指定するという、最初の例になるということだろうと思うが、それを進めて認めたほうがよいという御意見であった。

#### (4) 米原市醒井の浸水警戒区域の指定について（議第 4 号）

事務局より議事内容について説明

【説明資料：議第 4 号、議第 4 号説明資料①～③】

##### <質疑・応答>

- 委員) 市街地に浸水警戒区域がぽつぽつと途切れ途切れにあるが、何が原因なのか教えてほしいというのが 1 点。  
2 点目は、天野川左岸側は農地かと思うが、土地利用計画上の位置づけはどうなっているのか教えてほしい。
- 事務局) まず 1 点目について、醒ヶ井駅南側の市街地は地盤が低くなっていることが主な理由で浸水深が深い。区域の設定にあたっては現地の段差等も確認している。  
2 点目について、天野川左岸側は農振地であり、現在農地としての利用が大半である。
- 委員) JR 北側に農振がかかっているようだが、これからのことを考えれば住むところと住まないところのメリハリはしっかりつけた方がいいと思う。単に区域指定をし

て建築の規制をとというのもあるが、ここは農地等で置いておく、ここは建築等はしない、というもう少し上のレベルのまちづくりの方向を合わせて考えていただけるといいのではないかと思います。

それと、市街地の中でぽつぽつと、浸水深が3m超えるから区域指定ということに異論はないが、市街地全体が低く浸水リスクが高いので、むしろ何らかの形で区域指定しなくて済むような対策があるのではないか。この市街地全体を何とかするのは難しいが、何らかの手当てをすれば区域指定をせずに済むのではないかという気もしたが、どうか。逆に言うと、このような形で浸水警戒区域に指定して市街地全体からみてどれだけの意味があるのかと思うが、いかがか。

事務局) 想定浸水深が3mぎりぎりの場合は、これまでも家屋に接する道路の地盤が3m以上か未満かという点で判断している。新しい家は、区域内でも2階の床面は浸水しない高さであることが家屋調査により分かっているが、道路面は3m以上の浸水深なので道路面まで切り下げて建てると危ない。現在の家屋は既存適格だが、区域指定する場所で家屋を建てる際は気を付けないといけないということで、区域から抜くという判断はしなかった。

委員) 建て替えの時には注意するという意味での区域指定の役割を期待しているという理解でよいか。

事務局) その通りである。

会長) なぜこんなふうに飛び飛びにするのかという議論だろうと思う。地域全体としてどうなのか、現地の地形を見るとそれなりに高低差もあると聞いているので、そのあたりのことを考慮して指定をされていると。低いところに建っている住宅もあるので、そういったところで補助が使えるとよいということは今事務局から発言されたように考えていることを理解した。

事務局) 農地の土地利用について、地域づくり計画本編26ページを御覧いただきたい。浸水警戒区域では建築規制のみかかるので、区域指定をしたからといって農地利用を続けるということに拘束力はない。ただ、大雨時の遊水地機能のある農地は出来るだけ農地として土地活用を続けましようということは地域づくり計画に必ず書かせていただいて説明している。浸水リスクが高いところは農地であればそのままにしたほうが良いということはお話しており、逆に地権者からはそういう土地の利用を制限しているのかという意見をいただくこともあるが、これで醒井自治会に提案し、了承されている。今のところはこれくらいしか出来ていないが皆様に理解していただけるような説明はしている。

委員) 承知した。県の流域治水政策として限界があるのはその通りで、むしろ市のまちづくり計画のところで受け止めてもらわないといけないのではないかと思います。農地は農地として残そうと、そういったまちづくり計画やマスタープランを作ってくださいということだろうと思うので、市の方へ働きかけをしていただけたらと思う。

事務局) 都市計画部門とは立地適正化計画や開発の関係で流域治水との連携が進んでおり、市町の都市計画担当との勉強会等もしているので、その中でも理解を深めていけ

るような取組を当局としても進めたいと考えている。

会長) 立地適正化計画も都市計画の中の話なので、滋賀県の条例は都市計画も含むという感じであるが、都市計画区域に入っていないところも規制が入るということで検討いただいている。そのあたりのできるところ難しいところ色々あるとは思いますが、鋭意進めていただいて、特に元々言っているようにここは大丈夫だと思って住まれた方が災害に遭遇してしまうということが起きないように出来る限り危険なところは指定していくというようなスタンスでやっていただいていると私も理解している。今回のこのエリアではそういう観点で避難が難しくなるところをきっちり調べた結果こういう範囲になったということである。

会長) 地域づくり計画本編 3 ページにおいて、川の屈曲部の手前側のところに住宅があるが、このあたりの浸水リスクはどうか。少なくとも重点地区ではないのか。

事務局) 重点地区ではない。屈曲部の住宅がある場所については、浸水深は 1m 程度で比較的风险は低い。

会長) 川の蛇行部の山際のところに住宅が展開しているということで、地盤が高ければいいが、そうでなければ堤防に挟まれて水が溜まる。気になるエリアではあるが、大丈夫ということであれば結構である。

事務局) 農地は 5m くらいの浸水深であるが、住宅地は深くても 1m から 2m の間くらいの浸水深となっている。

会長) この地図には載っていないが、Google マップ等で見ると社会福祉法人等がいくつか立地しているようなので、そういったところにも情報がうまく回るとよいと思う。そこについてはそれほど浸水深が高くないところに立地しているように見えた。

委員) 聴き取り調査のためにこの地区を訪れたことがある。その時から心配をしているのが、醒ヶ井駅前の地盤がすごく低く、そこから大正通りの赤いハッチがかかっているところが低い道路になっている。そこに風光明媚な建物がたくさんあり、今回の指定区画の一つ (16-2) に松尾寺が入っていると思う。そこに歴史的建造物である小学校の木造門のようなものがあつたと思うが、区域指定すると、それを補修する際に何か制限があるのか。

事務局) 松尾寺前の旧醒井小学校の門については、大変老朽化していることから、所有者が米原市に管理方法について相談されたりしているが、補修については所有者本人が行うものである。ただし、門であるため、区域指定をすることによって規制がかかるようなことはない。

委員) つまり、門だけであれば、今後修繕が必要になった時にも、住まいではないので大丈夫ということか。

事務局) その通りである。

委員) 承知した。この地区は全体の地盤高がすごく低いので、住まい方を改善していただく方向に地域の意識がいくのはすごく良いことだと思うが、それと同時に歴史的、景観的に価値のある建物があるので、それを嵩上げしなくてはいけないとい



うことで全部取り壊される方向にいかないか心配している。地域と対話されるときに、なるべくこの地域の価値をみんなでどうやって守るかというところを、水害と文化とを含めて話し合えるような土壌があればいいと思うので、そのあたりについて、もし今後対話をする機会があった時には留意してお話していただければと願っている。

事務局) 醒井には地蔵川沿いに風光明媚な観光資源があり、特に夏場に多くの方が訪れる。皆さんでこの地蔵川を清掃されており、自治会の方と話をする中で観光を含めた話もある。これからもこの取組を支援する中で継続してお話していきたいと考えている。

会長) 地域から見れば防災は一つの側面に過ぎない。地域づくりの中で防災もどう考えるかという話になっていくとより良いと思う。そのために安全性についてこういう形でガイドを出しておくということだと思う。

以上